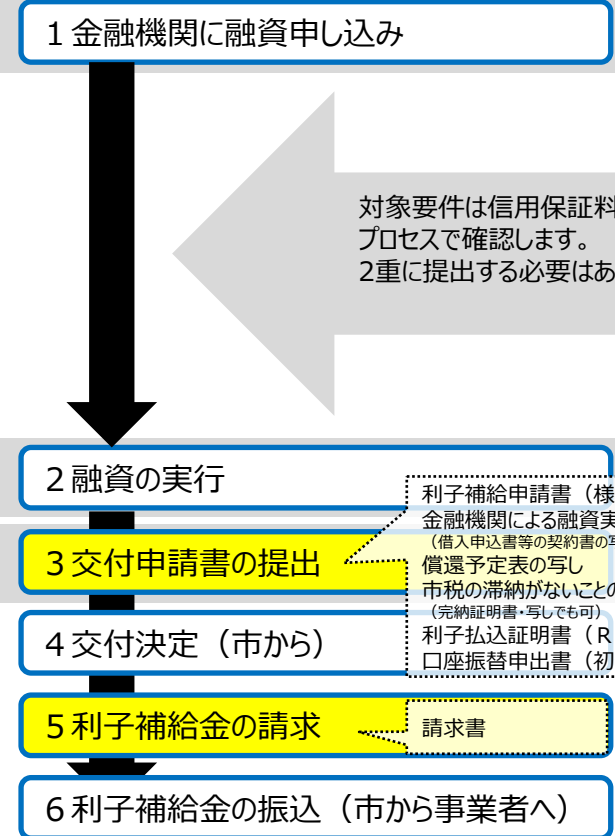


長門市中小企業経営安定資金融資制度の流れ

「利子補給金」を申請するにはまず「信用保証料（新型コロナウイルス感染症）」の要件を満たす必要があります。信用保証付きの市の制度融資であることが前提です。

利子補給金の交付

長門市中小企業経営安定資金融資利子補給金（4/●新設）



対象要件は信用保証料の補助のプロセスで確認します。
2重に提出する必要はありません。

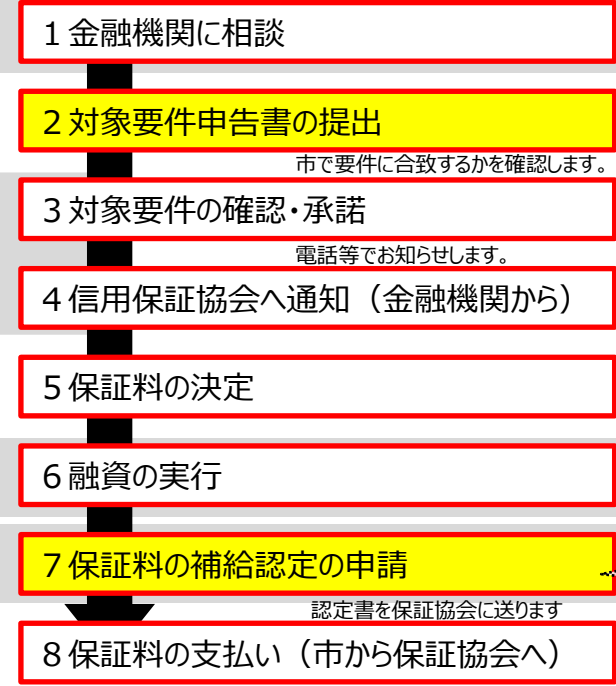
利子補給申請書（様式第1号）
金融機関による融資実行に係る書類
（借入申込書等の契約書の写し初年度のみ）
償還予定表の写し
市税の滞納がないことの証明書
（完納証明書・写しでも可）
利子払込証明書（R3年度以降）
口座振替申出書（初年度のみ）

請求書

令和2年度：概算払いによる補給【前払い】
令和3年度以降：利子払込証明書に基づく実績払い【後払い】

信用保証料の補助

新型コロナウイルス感染症に伴う長門市中小企業経営安定資金融資保証制度（4/22改正）



中小企業信用保険法第2条第5項（セーフティネット4・5号保証）及び第6項（危機関連保証）に該当する保証付き融資を受けられる場合は、同時に市へ認定申請書をご提出ください。

・対象要件申告書
・売上高の減少等が分かるもの
（認定申請書に添付の場合は不要）

※なお、現行の長門市中小企業長期経営安定資金融資保証制度（信用保証料の補助：融資限度額750万円、融資期間7年以内、据置期間1年以内等）と別枠での借り入れが可能です。ただし、現行の制度はこのたびの利子補給金の対象にはなりません。

保証料補給認定申請書
市税の滞納がないことの証明書
（完納証明書・写しでも可）

